

令和8年度
玄海町旧情報通信網点検業務
(南部エリア)

仕 様 書

玄海町

1 件名

令和 8 年度 玄海町旧情報通信網点検業務（南部エリア）

2 目的

令和 6 年 3 月 31 日に情報通信網保守管理業務等を行っていた株式会社ネットフォー（以下「同社」という。）がケーブルテレビサービスを終了し、情報通信網（伝送路自営柱等）について令和 6 年 4 月 1 日に同社から玄海町へ無償で譲渡され行政財産となった。電柱の残存処分期限は 2043 年 1 月 24 日までとなっており、玄海町はその管理が必須のため本業務により設備点検を実施する。

3 業務契約期間

契約の日から 215 日間

4 業務実施場所

受託事業者の事業所内、及び玄海町町内一円

5 業務の内容・要領

本業務の内容は次のとおりとする。

5-1 点検

(1) 通常点検（南部エリア）

ア 設備類の障害、破損、断線、倒壊等の防止を図ること。

イ 年 1 回の通常点検を実施すること。

なお、通常点検の対象エリアは本仕様書の「1 件名」に記載のエリアとする。

ウ エリア境界について

別紙 1 に記載の下記エリア番号を境界とする。

北部エリア：G-05、G-06、G-08、G-09、G-10、G-11

南部エリア：G-01、G-02、G-03、G-04、G-07

光伝送路の境界について

① 金の手交差点近くの九電柱「025 7 471」を含む以南を南部エリアとする。

② 唐津地区との境界は九電柱「010 へ 232」のケーブル巻き溜め柱とする。

③ 花の木、有浦地区との境界は九電柱「026 へ 231」を含む以北を北

部エリアとする。

- エ 地表からの目視により点検を行うこと。ただし、自営柱（鋼管柱）は、腐食状況に応じて打検を行うこととする。高所作業車を使用する点検は、別案件として別途作業依頼を行うものとする。
- オ 通常点検で緊急性の高い不具合を発見した際は、速やかに委託者へ状況写真、位置図を添付し報告すること。
- カ 図面と異なるルートがないか目視確認すること。その際、一束化内の条数や機器の確認は含めない。異なるルートを発見した際は、速やかに委託者へ報告すること。
- キ 北部エリア初回点検及び南部エリア初回点検の際、委託者から提供される NTT 申請済み添架一覧表に基づき、NTT 未申請添架がないか確認を行い報告すること。

(2) 臨時点検（全エリア）

- ア 気象条件の異常（台風、洪水、落雷など）や地震の直後などに、ケーブルの垂れ下がり、断線、障害物との接触、電柱傾斜、倒壊等を目視確認すること。
- イ 臨時点検の範囲は、玄海町内全域の主要幹線道路沿い（光幹線ルート）を主とするが、ノードアンプまでの光ケーブルも対象とする。
- ウ 臨時点検の実施回数は、年 1 回までとし、臨時点検を行う際は、委託者から受託者へ依頼を行ったうえで実施することとする。それ以上（年 1 回）の回数が必要となる場合は、別案件として別途作業依頼を行うものとする。
- エ 臨時点検の実施可否判断は、委託者が行う。
- オ 臨時点検については、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に、実施すること。
- カ 臨時点検では急を要するため、常日頃、受託者は確実に連絡の取れる体制を確保すること。
- キ 臨時点検は、速やかな目視点検を行うこと。
- ク 不具合を発見した際は、状況写真、位置図を添付し、速やかに報告すること。
- ケ 発見した不具合の修繕作業等は、別案件として別途作業依頼を行うものとする。ただし、後述の「5-2 伐採（1）ア」の範囲に含まれる場合は、本業務として対応すること。

5-2 伐採

(1) 倒木、倒竹

- ア 本業務には、下記の対応を年 2 回以内で依頼することができるものとする。委託者からの依頼範囲として、直径 20 センチ未満の倒木や倒竹で、高所作業車の作業可能範囲（高さ 10 メートル未満）かつ、本数が 2 本までの場合、本業務の一環として伐採対応すること。
- イ 上記「ア」で伐採した樹木の処分方法は、委託者に都度連絡し、指示を仰ぐこととする。なお、産廃処分が必要となる場合は、別案件として別途依頼することとする。
- ウ 樹木の伐採については、民法第 233 条等の規定の範囲内で伐採を行うこと。

5-3 報告会、提出物

受託者は契約後、委託者の指定する期日までに、次に記載されているものを提出、報告をしなければならない。また、次の各号に変更がある場合は、速やかに報告すること。

- (1) 作業体制図（データ及び紙媒体）・・・ 1 部
 - ア 業務受託後、17 営業日以内に委託者へ提出すること。
 - イ 本業務の体制図（責任者と担当者の氏名、連絡が取れる電話番号）を作成すること。
- (2) スケジュール表（データ及び紙媒体）・・・ 1 部
 - ア 業務受託後、17 営業日以内に委託者へ提出すること。
 - イ 本業務のスケジュール表（作業予定月、報告会の予定月を記載したもの）を作成すること。
- (3) 許可証（データ及び許可証の写し）・・・ 1 部
 - ア 特定電気通信工事業の許可が証明できるものを、入札時に提出すること。
- (4) 点検結果報告書（データ及び紙媒体）・・・ 1 部
 - ア 通常点検が完了後、点検報告会までに点検結果報告書を委託者へ提出すること。
 - イ 不具合の判定評価基準は下記とする。詳細は別紙 2 を参照すること。
 - ・ A 判定：即時対応もしくは、今年度内に対応が必要と判断するもの
 - ・ B 判定：次年度には対応が必要と判断するもの
 - ・ C 判定：軽微な兆候が出ているもの
 - ウ 不具合箇所は、写真及び対象の場所が分かる地図を添付すること。
 - エ 通常点検において、図面と異なるルートがある場合、対象の場所が分かる地図を添付すること。

オ 受託者は、点検結果報告書の点検項目を仕様書の条件を満たしながら、受託者のノウハウと経験を活かして点検項目のバージョンアップを行う。

(5) 点検報告会

ア 受託者は、点検報告会は、年1回実施すること。

イ 受託者は、報告書を作成し提出すること。また、受託者は委託者と協議し、日程調整や開催場所、報告内容を定めること。

ウ 受託者は、報告会では、障害箇所の対応策若しくは回避策も併せて提示すること。

エ 受託者は、目視点検を行う中で、自営柱の腐食が多く見られるエリアを選定し、今後、同軸線路網撤去を実施すべきエリアを報告会にて報告すること。

5-4 引継ぎと再委託

(1) 再委託

本業務の再委託は原則として認めないが、合理的な理由がある場合には認める場合がある。その場合再委託先は、品質管理措置等について、本町と受託者との契約と同一水準の品質確保の措置をとるものとする。その場合、本町に事前の書面による了承を得たうえで、本業務の一部を再委託することができることとする。

(2) 本件業務の引継ぎ

現行の事業者から引継ぎが発生する場合、本町は引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者に対して必要な措置を講じるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。受託者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類や図面により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けることとする。また、現行の事業者と受託者の引継ぎは無償で行なうものとする。

(3) 本件業務引継ぎ資料

受託者は、契約終了の19営業日前までに本件業務の引継計画書及び引継手順書、最新の書類や図面を提出し、本町の承認を得ること。

6 基本要件

6-1 業務一般

(1) 業務の原則

受託者は、管理を司る責任者を定め、委託者と十分な連絡はもとより、土地所有者や地元関係者とも密接に連絡・調整をはかり業務を行うこと。なお、業務上必要な関係機関への届出等の諸手続きは遅滞なく行うこと。

(2) 業者間の連絡

受託者は、業務エリア内における他の業務業者と十分連絡・調整を行い、業務進行の円滑化を図るものとする。

(3) 業務の養生

受託者は、業務に際して、既設造営物その他に損傷を与える恐れのある時は、あらかじめその養生、補強をしておくこと。

(4) 業務内容の変更

疑義を生じた場合、仕様書との内容に相違のある場合及び仕様書に明記していない場合等により、業務内容等を変更する際には玄海町担当者の指示によって行う。

なお、業務内容の変更により請負金額に変更が生ずる場合には、受託者との協議により決定するものとする。

(5) 機材の負担

受託者は、業務に必要な機器、機材、工具、消耗品等を負担する。

(6) 作業の管理

受託者は、障害、盗難、火災等に対して十分な予防措置を講ずるものとし、常に4S（整理、整頓、清掃、清潔）を心掛けること。

6-2 運用設備への影響

受託者は、運用中の設備に近接または関係する業務を行う場合、当該施設の責任者と十分な連絡を行い、不用意な設備事故を起こさないように業務を進めること。

6-3 その他の事項

(1) 第3者からの苦情は、誠心誠意早急に解決すること。

(2) 受託者は、この仕様書及び関連仕様書に規定する事以外の業務条項については、発注者側と協議する。

7 安全

7-1 基本事項

(1) 業務の遂行にあたっては、労働安全衛生法等関係諸法令を遵守するとともに、安全の確保に努めなければならない。

7-2 安全責任者と安全の徹底

- (1) 安全責任者を指定
安全責任者を指定すること。同責任者は、業務全般について安全の確保に必要な対策を立て、これを推進する。
- (2) 安全の周知
安全責任者の氏名、連絡先は、作業員に周知する。
- (3) 安全計画
業務に先立ち契約書、図面、仕様書に基づき安全を十分考慮した作業手順、作業方法を採用する等安全の確保に必要な措置を定め、これを安全計画に組み入れ、その推進を図る。

7-3 業務上の安全

- (1) 安全教育
安全に関する諸法令及び当該業務の作業の安全について作業員の知識、技能を把握し、必要な安全教育を業務現場において実施する。
- (2) 安全装備及び安全器具
業務に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検、整備し適正に使用する。
- (3) 交通事故等の防止
車両運転中の交通事故の防止を図ること。
倒木などが発生し伐採作業の依頼があった際には、作業現場の環境に応じて交通整理員を配置する等により交通阻害の防止に努める。
また、作業現場への車両等の飛び込み防止に努める。
- (4) 墜落防止
点検作業時、法面等からの転落・墜落の可能性がある場所では、必要な防止対策を講ずる等事故防止に努める。
- (5) 作業環境の向上
作業員の保険、衛生に留意するとともに、業務現場内の整理、整頓を図るなど作業環境の向上に努める。

7-4 緊急時の措置

- (1) 業務に先立ち事故発生時の緊急連絡報等を定め、緊急時における連絡及び措置を適切にできるように作業員に周知、徹底を図る。
- (2) 人身事故が発生した時は、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに玄海町担当者に報告する。

- (3) 設備事故が発生した時は、事故の拡大防止に努めるとともに玄海町担当者及び関係機関に連絡し、慎重かつ迅速な復旧に努める。
- (4) 発生した事故の原因を究明し、同種事故の再発防止に努める。

8 申請と法令の遵守

8-1 各種申請等

受託者は、次に記載する関係機関への許可、認可の手続き等の一切を代行し、業務に必要な準備をおこなうこと。手続き等に係る調査費用・書類作成費用・承諾書取得費用は受託者の負担とする。

- (1) 道路占用及び道路使用の申請
- (2) 地元住民への説明、業務調整、電話対応
- (3) その他、玄海町担当者が必要とし指示するもの
- (4) 玄海町所有施設、町有地への立入の際は原則、施設管理者へ許諾を取る事とするが、管理者が不在であった場合は玄海町担当者へ都度確認を行うこと。

8-2 法令の遵守

受託者はこの業務の業務に関し、有線電気通信法及び関連規則、電気設備技術基準、電気業務関係法令、道路関係法令、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、その他関係規則・条例に従うこと。

9 その他の要件

9-1 留意事項

受託業務の実施においては、次の点に留意すること。

- (1) 作業等を行うに当たっては、あらかじめ定められた条件（予算、スケジュール等）のもと、適切な体制を確保すること。
- (2) 業務の責任者、担当者を明確にし、あらかじめ委託者に届け出ること。責任者、担当者の配置や責任の分担作業を行うに当たっては、各個人の業務経験、保有資格、職種に十分配慮すること。責任者は担当する業務の有資格者であることが望ましい。
- (3) 委託者からの照会等に対する窓口を一本化し、迅速に対応すること。
- (4) 作業等を行うに当たっては、委託者との協力関係が不可欠であることから、定期的に作業内容の確認・調整を行うこと。本仕様書に定めのない事項に係る疑義で本町全体の調整が必要な場合には、受託者と委託者とで協議し、解決することとする。

- (5) 本業務によって作成された成果物及び資料と、業務の遂行に当たって必要となる打合せ等において使用する言語は、日本語とすること。
- (6) その他、本業務を行ううえで新たに発生した事項については、委託者と受託者が十分な協議のうえに対応する。
- (7) 作業については、職員の日常業務に支障のない実施方法により行うこと。システム停止が発生する作業を行う場合は、事前に通知の上、業務時間外に作業を行うなど、業務への影響を可能な限り少なくすること。
- (8) 本業務の実施に当たって、建物または他のシステムに悪影響を与えた場合にはすみやかに原状復帰を行うこと。

別紙1 (図面)

